

電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱の意見募集に寄せられた意見・問い合わせに対する回答について

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
1	電源Ⅰ'	P20 第5章 募集概要 3. (1) 運用要件 j	需要期平日夜間や需要期の休日における目的外利用については、送配電会社の承諾を得られる場合は可能という認識でよいか。	ご認識の通りです。 なお、需給調整市場への応札につきましては、別途当社HPに公表する「電源Ⅰ' 契約電源等による需給調整市場への入札について」にて運用上の取扱い等を記載しておりますので、そちらをご確認ください。
2	電源Ⅰ'	P6 第3章 用語の定義 1.電源等分類 (11) DR(ディマンドリスポンス)、(12)アグリゲータ	「需給バランス調整のために、需要家側で電力の使用を抑制、もしくは増加することをいいます」 「単独または複数のDRを実施できる需要家を集約し、それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し、制御を実行させることにより、総計として、当社の指令に応じ、本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供に当たって使用する設備を含みます。）をいいます。」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないかと。  ※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、ネガワットとポジワットの双方をアグリゲートするケースの評価を議論し、2022年4月より運用開始を目指すという認識	常時逆潮流しているリソースにてポジワットとして応札いただき、その地点の負荷を制御することにより逆潮流量を増加させるという仕組みは現在も否定されておりません。 なお、ネガワット・ポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB検討会の議論状況を踏まえ来年度以降の募集要綱へ反映するものと承知しています。
3	電源Ⅰ'	P14 第5章 募集概要 1.募集内容～ (4)入札単位	「入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位(kW)で実施していただきます。DRを活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲータが、容量単位(kW)で入札していただきます」とあるが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。 例：構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。 ※令和2年3月19日に開催された第11回ERAB検討会にて、需要抑制量と逆潮流の制御量評価方法を議論され、2022年4月より運用開始を目指すという認識	常時逆潮流しているリソースにてポジワットとして応札いただき、その地点の負荷を制御することにより逆潮流量を増加させるという仕組みは現在も否定されておりません。 なお、ネガワット・ポジワットのアグリゲートに関しては、ERAB検討会の議論状況を踏まえ来年度以降の募集要綱へ反映するものと承知しています。
4	電源Ⅰ'	P29 第8章 契約条件 (2)基本料金 容量価格(=容量単価(円/kW)に電源Ⅰ'厳気象対応調整力契約電力を乗じた額)を基本料金とし、電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供期間(2021年7月から2021年9月、2021年12月から2022年2月の6ヶ月間)で除して月ごとに分けて原則翌月に支払うものといたします。	毎月の支払いではなく、厳気象対応調整力提供期間の6カ月で年額を支払われるという認識で良いか。	提供期間の各月の翌月(計6か月)に基本料金を6か月で除した料金をお支払いいたします。
5	電源Ⅰ'	P33 第8章 契約条件 (9) 停止計画 厳気象対応時間においては、常時、当社からの指令に応じていただく必要がありますので定期点検、補修作業等による停止はできません。	DRで応札する場合に、公募条件を満たすことを前提として、夏季のみ供出可能な需要家と冬季のみ供出可能な需要家をアグリゲートすることは認められるのか。	公募条件を満たしており、夏季のみ供出可能な需要家と冬季のみ供出可能な需要家を組み合わせることで、契約電力を供出可能であれば、そのような組み合わせを否定するものではありません。
6	電源Ⅰ'	P34 第8章 契約条件 (11) ペナルティ a 契約電力未達時割戻料金 (a) 厳気象時対応時間において～後記 (b) のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定し、翌々月の月間料金から割引くものといたします。ただし、契約電力未達時割戻料金が翌々月の月間料金よりも多い場合は、その差額を当社に支払っていただきます。	割戻料金が発生した場合で、月間料金がない場合(端境期で発動がない場合など)は追徴料金として発生することになるのか。 また、2月で割戻料金が発生した場合は、年度またぎで4月分として追徴額が発生することになるのか。	ご認識の通りです。2月で発生した割戻料金は、4月に精算するものと考えております。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
7	電源 I'	<p>P34 第8章 契約条件 (11) ペナルティ a 契約電力未達時割戻料金  (b) 契約電力未達時割戻料金の算定式  契約電力未達時割戻料金  = (契約電力未達コマ数合計 ÷ (発動回数※ × 3時間 × 2コマ) × 基本料金 × 1.5  ※運用要件に定める最低発動回数の12回とします。  また、13回目の発動回数以降、12回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。</p>	<p>・発動回数が12回を超えた場合に、13回目以降が加算されるということで、発動回数の分母が変わってくるのが想定される。この場合に、未達時割戻料金を72コマで算定している料金の再精算は必要となるのか。  ・実際に応じていただいた回数を加算とあるが、未実施(13回目)、実施(14回目)となった場合、コマ数はどうなるのか。  ・発動可能回数を12回で設定した場合、分母コマ数の変動はないと考えてよいか。</p>	<p>・発動回数が13回以上となった場合、分母を変えて再算定精算を行い、最終月の支払い時に精算いたします。  ・コマ数については、13回以上となった場合は、運用要件を超えての発動を求めることから、コマ数は6 × 実際に発動した回数とします。例えば、未実施(13回目)、実施(14回目)となった場合は、コマ数は78コマ (=実際に発動した回数13回 × 6) となります。  ・発動可能回数を12回で設定した場合でも、実際に応じていただいた回数を加算します。</p>
8	電源 I'	<p>P35 第8章 契約条件 (11) ペナルティ b 停止割戻料金  (a) 停止日数に応じて、以下の算定式により停止割戻料金を算定し、翌々月の料金に反映するものといたします。</p>	<p>2月で停止割戻料金が発生した場合は、年度またぎで4月分として追徴額が発生することになるのか。</p>	<p>ご認識の通りです。2月で発生した割戻料金は、4月に精算するものと考えております。</p>
9	電源 I'	<p>P8  項目：第3章 用語の定義 2. 契約・料金関連 (17) 基本料金</p>	<p>(原案) 契約電源等が、契約期間において、契約キロワットを供出するために必要な費用への対価をいいます。  (質問・修正案) 通年で調達していた他社TSOでは、調整力提供期間が改めて6ヵ月とされ、容量価格を12ではなく6で除することになっていますが、落札価格に関しても極端な例ではありますが、昨年度の半分程度を期待することになるのでしょうか。昨年度からの変更を踏まえて、年間のkW価値、基本料金の考え方につき、明示的にご説明・ご記載いただけないでしょうか。  【理由】基本料金の考え方につき、全ての応札事業者が共通の理解・認識をもって入札し、公募が適切な競争入札として機能するため</p>	<p>容量価格につきましては、募集要綱に定める提供時間(※)において、弊社からの指令を受け、契約電源から厳気象対応調整力を確実に提供いただくために要する費用を勘案のうえ設定してください。  なお、本回答内容は募集要綱にも反映いたします。  ※ 提供期間(厳気象月)の平日9時～20時</p>
10	電源 I'	<p>P8  項目：第3章 用語の定義 2. 契約・料金関連 (17) 基本料金</p>	<p>【質問】募集される提供期間が半分となり落札価格も同程度に下がることが期待されると、DRの場合は電源と異なり、需要抑制を実施する需要家では抑制による生産ロス等のコストがボトルネックとなります。依然、発動回数が同じである場合、提供期間に比例したコストダウンすることは難しく半額化する落札価格への追従が難しくなる場合がありますが、この点はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>容量価格につきましては、前項のとおりと考えますので、提供期間に調整力を供出するために必要な費用を勘案の上で設定してください。</p>
11	電源 I'	<p>P17  項目：第6章 応札方法 1.</p>	<p>(原案) 応札者は、以下のとおり、入札書を募集期間内に2部(本書1部、写し1部)提出してください。  提出場所  高松市丸の内2番5号  四国電力送配電株式会社 系統運用部 給電グループ  【修正案】インターネットを活用したデジタル入札をご検討いただけないでしょうか。その際、例えば容量市場メインオークション向けの入札システムをうまく活用することはできないでしょうか。あるいは、入札書(様式1)を郵送提出とし、添付書類についてはメールへの添付ファイルでの提出も可とすることをご検討いただけませんか。  【理由】新型コロナウイルスによる昨今の情勢を鑑み、対面での入札書提出が出来ない可能性があるため  【補足】意見提出時期の7月末に貴社と面着打合せ予定だったものの、新型コロナウイルス感染者の数が増えたため、急遽ウェブ会議への変更となった経緯あり</p>	<p>新型コロナウイルスの影響を踏まえ、今年度については郵送による応札についても可といたします。郵送による応札方法については募集要綱をご確認ください。  郵送での応札の場合は添付書類も含めて郵送をお願いいたします。添付書類も含めて入札書類としておりますので、一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきますのでご注意ください。</p>

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
12	電源Ⅰ'	P26 項目：第7章 評価および落札案件決定の方法〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定	第7章 評価および落札案件決定の方法〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定  お問い合わせ内容：(修正案)端境期の電源Ⅰ' 発動を任意対応ではなく、通年対応を申告できる仕組みもご検討いただけないでしょうか。また、当該申告の際、非価格要素として評価をする仕組みもご検討いただけませんか。  【理由】将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため	2020.5.18(第47回)制度設計専門会合(資料4)において示された「発電・小売電気事業者は、夏季・冬季以外など電源Ⅰ'の発動見込みがない場合には、卸電力市場等で活用したい」というニーズを踏まえ、電源Ⅰ' 厳気象対応調整力の提供期間(義務期間)は厳気象時期に限定し、端境期については提供期間(義務期間)から除外しております。 従いまして、提供期間(義務期間)以外の応動に関しては、評価対象外としております。
13	電源Ⅰ'	P29 項目：第8章 契約条件(3)従量料金	(修正案)上述の通年対応での公募が難しい場合、端境期の従量料金につき、別途異なる価格での上限設定をご検討いただけませんか。 【理由】端境期におけるkW価値の基本料金が発生しないとすると、電源Ⅰ' 提供期間と比較して、端境期の需要抑制の限界費用が高くなるため (参考)【第36回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019年2月19日)議事録抜粋】  『出来る限り年間で対応できる、春や秋でも有り得るのは、確かにその通りで、予想外れや太陽光発電の出力予測外れに対して電源Ⅰ'で対応できることはあると思う。出来得る限りと記載してあるので大丈夫だとは思いますが、供給力として見込む形にして年間いつでも発動できる形とするのが良いのか、あるいは夏と冬に限定し、春や秋に発動する場合には、例えばkWh価格で割増して回数の枠外で発動できるような契約を予め締結しておく等、様々な方法があると思うので、1つに決め打ちせずに、どのような方法が、一番コストが低く、かつ供給安定に資するのかを考えていく必要があると思う。』(松村委員)	端境期の従量料金の単価については、一定の規律を求めるために、厳気象期と同一の上限単価を設定することとさせていただきます。
14	電源Ⅰ'	P33 項目：第8章 契約条件 目的外活用の禁止	第8章 契約条件 目的外活用の禁止 お問い合わせ内容：【質問】調整力提供期間が6ヵ月となったことで、端境期には電源Ⅰ'と同じリソース・kWを用いて、他市場すなわちJEPXや相対のkWh取引、もしくは需給調整市場3次調整力②へΔkW取引で参加が可能になるという理解で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、需給調整市場での取引に関しましては、別途当社HPに公表する「電源Ⅰ' 契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。